

武蔵ヶ丘小学校 いじめ防止基本方針（R 3 . 6 . 1 6 改訂）

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そのため、学校生活において、けっして、いじめが起きないように、日常的にいじめの防止等のための取組を進めていく。その際、「いじめはどの学校においても、どの児童にも起こり得ること、状況によっては、生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ること」を十分に認識し、学校の教育活動全体に渡って、いじめを許さない学級・学校づくりを行うとともに、いじめを把握した場合には、いじめられている児童を「必ず守り通す」という強い姿勢で、その解消に向けて、最優先に取り組む。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることをめざす。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置する（いじめを見て見ぬふりをする）ことがないよう、いじめの防止対策において、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように、学校教育のあらゆる機会を捉えて指導する。

さらに、いじめの防止対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行う。

学校は、国、県や町の基本方針に即して、いじめの問題への対策を学校総体として進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携等に積極的に取り組む。

3 いじめの定義

（１）いじめ防止対策推進法 第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）熊本県いじめ防止基本方針

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ・不登校対策委員会で行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がいた事案で、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえて適切に対応する。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

☐ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
☐ 仲間はずれ、集団による無視をされる
☐ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
☐ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
☐ 金品をたかられる
☐ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
☐ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
☐ パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取る。

4 いじめの理解

いじめから一人一人の児童を救うためには、教職員と児童及び保護者等が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。いじめの問題は、「心豊かで、安全・安心な社会をいかにしてつくるか」という、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

また、いじめは、どの児童にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。さらに、児童の成長過程において、いじめ問題は、多くの児童が入れ替わり被害や加害を経験している。絶えずきめ細かな対応を必要とする問題である。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やスポーツクラブ等の所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性等）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるようにする。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの児童にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、全教職員が一体となった継続的な取組を行う。

このため、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。さらに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに取り組む。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての教職員が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは教職員の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を行う。

そのため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めるとともに、組織的な対応を可能とするような体制整備を行う。

いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童といじめた児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(4) **地域や家庭との連携について**

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、地域、家庭との連携を行う。そのため、必要に応じて、PTA運営委員会、学校運営協議会、児童民生委員会等の関係団体等といじめの問題について協議し、具体策を推進する。

(5) **関係機関との連携について**

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、日頃から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

そのために、学校等警察連絡協議会等、既に設置されている協議会等において情報交換を活発に行ったり、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、地方法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携する。

6 いじめ・不登校対策委員会

(1) 目的

いじめ・不登校の未然防止及び発生時における対応策について協議する。

(2) 構成員

校長、教頭、いじめ・不登校対策担当者、情報集約担当者、学年代表、保健主事
※必要に応じて、SSW、SC、町相談員、町福祉課担当者、県福祉課相談員、児童相談所相談員を含めたケース会議を実施する。

(3) 実施回数

毎月1回。※重大事案発生時は、即応する。

(4) 年間計画

後述。校内研修等における事例検討会も含む。

7 いじめの防止のための措置

(1) **学級担任等**

- ① 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ② はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ③ 一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進める。
- ④ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(2) **養護教諭**

- ① 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

(3) **いじめ・不登校対策担当者**

- ① いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ② 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

(4) **管理職**

- ① 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ③ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ④ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する（例えば、児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）。

(5) **保護者**

- ① 家庭教育において、日頃から、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を育成する。
- ② 「親の学びプログラム」の活用を図り、保護者同士が「いじめは人間として絶対に許されない」という思いを共有する。
- ③ 「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の活用を図り、ネットいじめをしない等、家庭での情報モラルの意識を高める。

8 早期発見のための措置

(1) **学級担任等**

- ① 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ② 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ③ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

(2) **養護教諭**

- ① 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

(3) **生徒指導担当者**

- ① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ② 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知を行う。
- ③ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

(4) **管理職**

- ① 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ② 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

9 いじめに対する措置

(1) **情報を集める**

① 学級担任等、養護教諭

○いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。

○児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯

に傾聴する。

○発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。

○その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。

○いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

② 留意点

ア 教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。

イ その際、得られた情報は確実に記録に残す。

ウ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 指導・支援体制を組む

① 組織

○正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む

(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)

ア いじめられた児童や、いじめた児童への対応

イ その保護者への対応

ウ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等

② 留意点

○ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつ。

○児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

○現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(3) 児童への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

① いじめられた児童に対応する教員

○いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。

○いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

○いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

② いじめた児童に対応する教員

○いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

○必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。

○いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。

○いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

○不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

③ 学級担任

○学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう

という態度を行き渡らせるようにする。

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

④ 組織

- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

(4) 保護者と連携する

① 学級担任を含む複数対応

- 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）や児童・保護者召還等により、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

10 年間計画

月	いじめ・不登校対策委員会等	関連事項
4	○年度当初の職員会議（配慮を有する児童の確認） ○第1回対策委員会（本年度の方針の確認と年間計画） ○児童・保護者への相談機関の周知	・始業式・入学式・学級活動（学級開き） ・家庭訪問
5	○第2回対策委員会（心のアンケートの内容検討） ☆心のアンケート（簡易版）	・児童集会（講話）
6	○第3回対策委員会（心のアンケートの分析、いじめ未然防止の具体策の検討） ◇心のきずなを深める月間 ◇「命を大切に作る心」を育む指導プログラム ピア・サポートの取組等	・児童集会（命の講話） ・人権月間 ・人権集会（人権講話） ・武小っ子人権宣言 ・教育相談
7	○第4回対策委員会（前期前半の反省）	・児童集会（講話）
8	○第5回対策委員会（前期後半の計画）	・校内研事例検討会
9	○第6回対策委員会（現状と対策）	・児童集会（講話）
10	○第7回対策委員会（現状と対策） ピア・サポートの取組等	・児童集会（講話） ・武小っ子人権宣言
11	○第8回対策委員会（アンケート内容の検討） ☆心のアンケート	・児童集会（講話） ・人権月間・人権集会
12	○第9回対策委員会（現状と対策）	・児童集会（講話） ・教育相談
1	○第10回対策委員会（アンケートの分析）	・児童集会

2	○第11回対策委員会（現状と対策） ☆心のアンケート（簡易版）	・児童集会（講話） ・教育相談
3	○第12回対策委員会（反省と来年度への志向）	・児童集会（講話）

11 いじめ対応マニュアル

○いじめは、どの児童にも起こり得ること、状況によっては、生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ることとして十分に認識する。
○いじめられた児童の立場に立ち、いじめられている児童を「必ず守り通す」という強い姿勢で望む。

- (1) **いじめの訴え**があった場合や**いじめに気づいた**場合
いじめられた児童の安心、安全、生命を最優先

直ちに、児童の安全を確保し、個室で児童から事情を聞き取る。

○聞き取り（担任＋同僚または養護教諭）※該当学級の補欠対応
「いつ」「どこで」「だれが」「何を」「どうして」「どうなったか」

※複数の教職員で、いじめに該当するか協議する。
学年主任へ相談→学年会→生徒指導担当へ連絡→管理職へ報告（臨時対策委員会）

- (2) **いじめに該当**すると判断した場合

いじめた児童から事情を聞き取る。
複数の児童が関わっている場合：同時刻に別な場所で別々に聞き取る。

※臨時対策委員会：今後の対応について協議

- いじめられた児童へのケア**：寄り添い支える
○教職員で絶対に守り通すことを伝える。
○本人の意思を尊重し、場合によってしばらく別室にて学習。
○信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）との連携。
- いじめた児童への指導**：行為の責任と自覚
○いじめは人格を傷付ける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
○不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- 学級全体への指導**：自らの問題として捉える
○話し合い（担任以外の教員も入って複数で指導）。
○自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 保護者との連携**：事実の説明と協力依頼
○即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- 教育委員会への報告（管理職対応）：発生時の速報→経過説明→最終報告

(3) 重大事案への対応

いじめにより、

ア) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企図した場合等）

イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安）

一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

○教育委員会への報告

※教育委員会の指導・助言の下に、重大事態の調査組織を設置する。

組織の構成：専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

いじめ調査委員会

- ① いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではない。客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ② たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢を重要視する。
- ③ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

児童及び保護者への情報の適切な提供

○調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

○教育委員会への調査結果の報告

※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果に基づいて、直ちに事後処置を行う。

いじめが起きにくい・いじめを許さない、学級・学校づくりに向けた具体的な取組を進める。